

諫早市テニス協会規約

第1章 総則

<名称と事務局>

第1条 本会は、諫早市テニス協会と称し、長崎県テニス協会に所属する。

第2条 本会は、事務局を会長の定める所に置く。

<目的>

第3条 本会は、テニスの普及復興ならびに会員相互の親睦を図り、市民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

<事業>

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) テニスの復興、普及、指導。
- (2) 市のテニス大会の企画選別に実施。
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事項。

<他団体との関連>

第5条 本会は、諫早市スポーツ協会に加盟する。

第2章 組織

<構成>

第6条 本会は、諫早市テニス協会に加盟するクラブを会員として構成する。

<入会>

第7条 本会の加盟団体となるには、所定の加盟申込書に所定の加盟金を添えて申込み、会長の承認を得なければならない。

<退会>

第8条 退会をする加盟団体は、所定の退会届を会長宛に提出するものとする。

<除名>

第9条 加盟団体が、次の各号に該当する時は、総会の決議にすり除名することができる。

- (1) 本会の名誉を汚し、また信用を失うような行為があった時。
- (2) 規約または総会の決議を無視する行為があった時。
- (3) 著しく会費を滞納した時。

第10条 退会したものまたは除名されたものは、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した加盟金その他本会の資産に対して、何等の請求をすることがない。

第3章 役員

<役員の種類>

第11条 本会には次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|---------------------|---------|--------------------|
| 1. 会長 | 1名 | 4. 副理事長 | 1名(必要に応じておくことができる) |
| 2. 副会長 | 若干名(必要に応じておくことができる) | 5. 理事 | 若干名 |
| 3. 理事長 | 1名 | 6. 監事 | 2名以内 |
- 2項 以上の役員のほか、必要に応じて顧問及び事務局員を置くことができる。

<役員を選出>

第12条 本会の役員は、次により選出する。

1. 会長、副会長及び理事長は、理事会の推薦により、総会において選出する。
2. その他の役員及び事務局員は、理事会において選出し、会長が委嘱する。
3. 顧問は、理事会において選出し、会長が委嘱する。